資料2-2

# 海外事例から見た税·社会保険関係事務と マイナンバーの関連性について

2017年2月10日

NPO法人東アジア国際ビジネス支援センター(EABuS) 事務局長 安達和夫



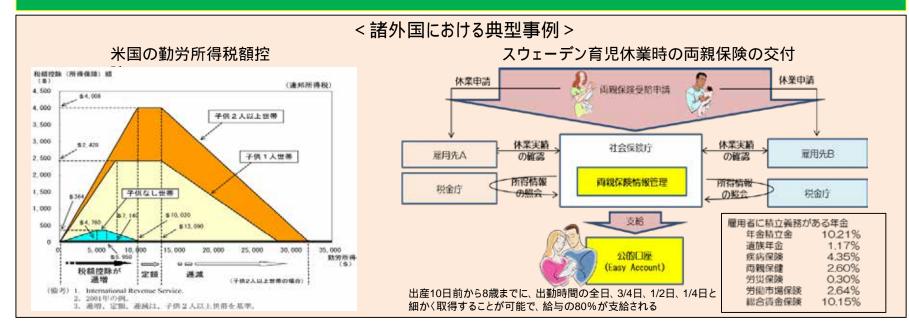
**<民間の本格的な動きにつなげる際の「3つの課題」>**(日本再興戦略2016)

潜在需要を掘り起こし、600兆円に結びつく新たな<u>有望成長市場の創出・拡大人口減少社会、人手不足を克服</u>するための生産性の抜本的向上新たな産業構造への転換を支える人材強化

<u>一億総活躍社会の実現</u> 働き方改革の実現

#### <RESET> 過去からの複雑な仕組みを再整理し、これからの社会にふさわしい制度を実現する

- ü 就労·子育てに向けたインセンティブが感じられる制度の実現
- ü 女性·高齢者の活躍推進に向けた働き方改革や育児·介護環境の充実
- ü イノベーションを触発し国際競争力強化に向けた産業構造に向けた変革 etc.



これらは、情報が関係する機関間をシームレスに連携することで実現可能な制度である。 わが国の今後の社会に求められる制度を実現するには、情報のシームレスな連携が不可欠で、 そのためにはマイナンバー活用範囲の拡大は極めて重要な施策であると考える



### 税・社会保険の視点から見た今後の論点

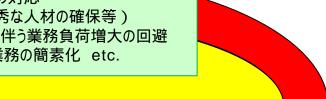
#### <企業>

ü年末調整·税額決定通知業務負荷の軽減

- ü年末調整時の添付書類発送業務の削減
- ü多様な働き方への対応

(女性活躍・優秀な人材の確保等)

- ü軽減税率導入に伴う業務負荷増大の回避
- ü社会保険関連業務の簡素化 etc.



#### <市民>

ü転職・副業等多様な働き方が可能となる

- ü退職等における手続きの簡素化
- ü確定申告の簡素化(所得·医療費控除等)
- ü「My口座」による決済口座の一元化
- ü納税者意識の向上 etc.

組織間の情報連携 による課題の克服

#### < 行政 >

ü国保·国民年金未加入の防止

üきめ細かい行政サービスの提供と給付実績の

- 一元的把握(併給調整の効率化)
- ü他自治体居住課税対象者の追跡
- ü行政内部業務の効率化 etc.

<検討すべき施策の例>

#### 企業における年末調整の廃止

給与所得者による確定申告制度の義務化

複数支払者による給与・報酬額の捕捉

給与所得者の確定申告の簡便化

税務申告における民間サービスの活用

「MV口座」による口座の把握と一元化

求職情報の企業-行政間での共有

住民登録外課税対象者の効率的な追跡

(固定資産税、自動車税・等)

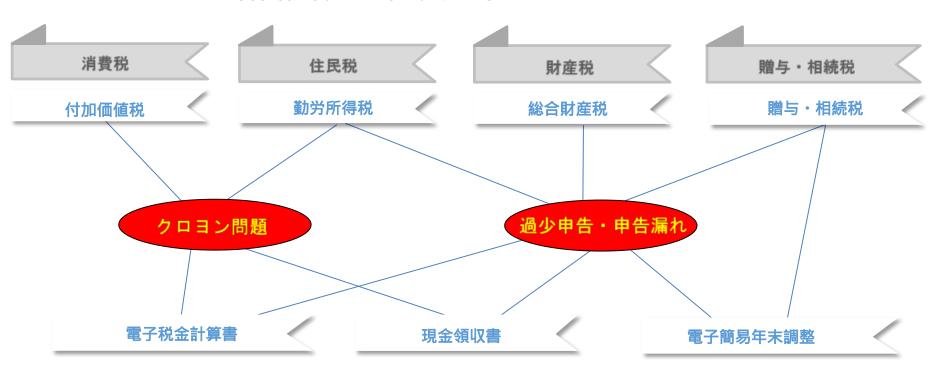
勤労・子育てインセンティブ税制の導入

住民税の現年課税の実現

政府・行政情報のプッシュ型の提供



### 韓国税制の基本的考え方 e-Corporation.JP株式会社™ 様からの提供資料から



韓国国税庁(NTS)は税の透明性を確保するために、以下の情報等を第三者が発行した法定調書等によって把握している

- I 金融所得(預金の入出金·国内送金情報、利子·配当·株式譲渡等の情報)
- I 事業所得(クレジット·現金領収書等による取引時の情報)
- I 不動産譲渡・資産情報(不動産取引実名制による不動産売買・保有情報)
- Ⅰ 貴金属類、海外送金、海外資産等の情報

こうした税務上必要な情報の連携は、住民登録番号(マイナンバー)によって行われている

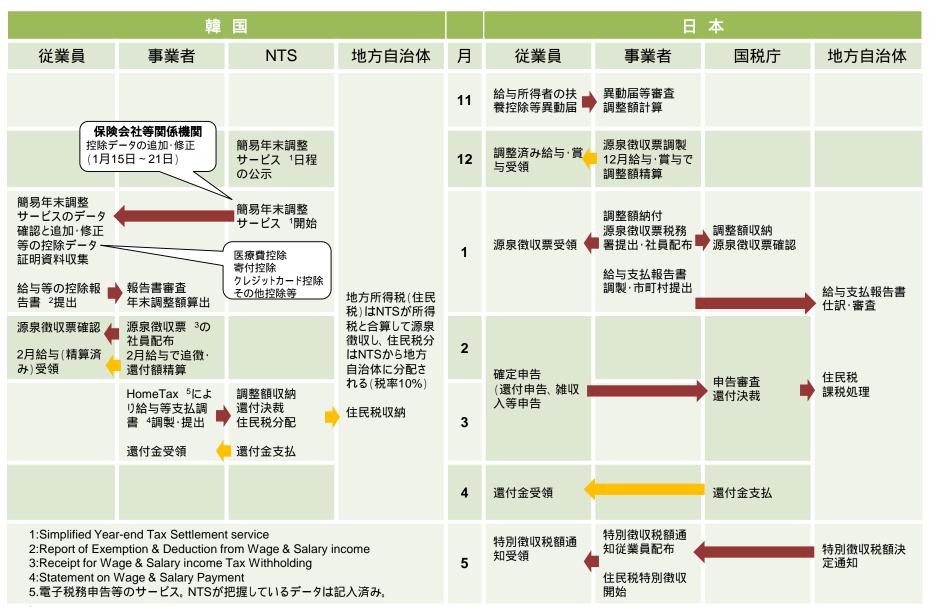


### 日韓年末調整の概要

- I 韓国では年末調整の控除申告のためにNTSから簡易年末調整サービス(Simplified Yearend Tax Settlement Service)が従業員(納税義務者)へ電子的に(Web siteで)提供される。
  - NTSが把握している控除項目は事前に用意されている。
  - 一 従業員は控除項目の修正や追加等がある場合、証明資料を添えて申告する。
  - 一 従業員が収集する証明資料の電子化の程度や収集方法については更なる調査が必要。
- 申車の事業者(源泉徴収義務者)が行う年末調整の範囲は日本より広い。
  - 日本の年末調整でカバーされる控除範囲は、被扶養者の異動、生命保険料控除、2年目以降の住宅ローン控除等 であり、それ以外の医療費控除や複数事業者からの給与収入等は従業員が確定申告する。
  - 韓国の年末調整では複数事業者からの給与収入を含め全ての収入·控除項目をカバーする。
- 日本の年末調整で事業者の負荷の大きな部分を占める住民税(地方税)に関する処理は 韓国では制度上不要である。
  - 韓国の住民税(Local income tax)は現年度所得に対する源泉徴収であり、所得税(国税)と合算して源泉徴収されるため、住民税の課税根拠となる給与支払報告書や、納税通知書に当たる特別徴収税額通知は不要。
  - NTSは徴収した年末調整後の税額から住民税分を地方自治体に配分する。
- 申車国の年末調整処理の期間は日本より短く、従業員は早期に還付を受けることができる。
  - 日本の年末調整処理機関は6ヶ月(11月から翌年5月)
  - 韓国の年末調整期間は3ヶ月(1月から3月)
  - 韓国の年末調整期間が短いのは住民税の制度上の違いもあるが、徹底した電子化が大きな要因と考えられる。



### 年末調整の流れの日韓比較



➡ データの流れ



出典:韓国についてはEasy Guide for Foreigners Year-end Tax Settlement (<a href="https://www.nts.go.kr/eng/">https://www.nts.go.kr/eng/</a>) に基づいて作図 日本については当社調査に基づき作図



### 韓国の給与所得主要控除項目の証明資料

		控除項目	控除額(上限あり)	証明資料	証明資料発行者
所得控除 (deductions)	個人控除 (Personal deductions)	基礎控除 (Basic Deduction)	本人および年収100万W未満の被 扶養者当り150万W		
		子供 (複数)養育控除 (Additional deduction for households with multiple children)	2人まで100万W、3人目以降1人当たり200万W		
	年金拠出金控除 (Pension Contribution Deduction)		公的年金への拠出額	拠出額の証明	公的年金機関
	特別控除 (Special deductions)	保険料控除 (Insurance Premium)	医療、労働、生命、損害等の保険 料支払額	保険料支払証明書	保険機関、会社、組合等
		医療費控除 (Medical Expenses)	本人および被扶養者の医療費自己 負担分支払額	診療費、医薬品等領収書	医療機関、薬局、
		教育費控除 (Education Expenses)	本人および被扶養者の教育費支払 額	授業料、等領収書	教育機関等
		寄付控除 (Donations)	認定団体、機関等への寄付額	寄付金領収書等	認定された団体等
	クレジットカード利用控除 (Deduction for the amount spent on Credit		物品、サービス代金のクレジット カードによる支払額	クレジットカード利用明細	クレジットカード会社
	Card) 及び現金領収書による控除		物品、サービス代金の現金による 支払額	現金領収書	現金領収書事業者
税額控除 (tax credit)	外国税控除		外国納税額(国名、期間等)	納税証明書等	外国課税庁
	住宅ローン利子控除		当該年間支払利子額の30%	借入残高証明	金融機関
	政治団体への寄付		寄付額(10万W未満)	寄付金領収書等	政治団体
非課税 Tax exemption)	外国人労働者 Forein workers)		在留許可、雇用関係、職種等を証明する資料		事業者/入出国管理局
	中小企業の若年労働者 (the youth employed in SME)		雇用関係、年齢等を証明する資料		事業者等



### 韓国のHome TAX画面

Home Taxサービスにログインすると、個人の年間の給与所得や金融所得、医療費、教育費などが記載された情報が表示され、修正 箇所を入力することで電子納税申告が完了する。

税収が確実に捕捉可能となるとともに、社会全体における税の透明化が実現した。(https://www.hometax.go.kr/)



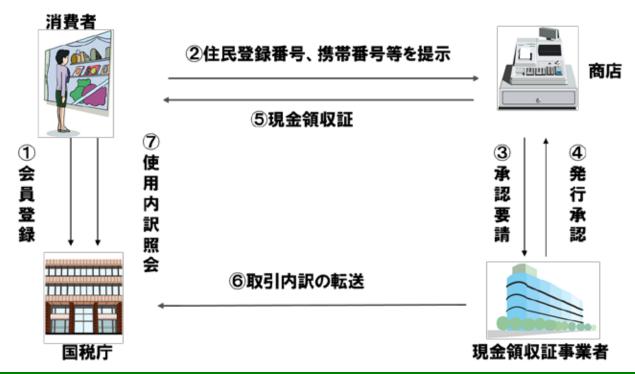


20%

### 韓国の現金領収書制度

内 現金使用額 このうちの20%が控除 (MAX 500万ウォン)

韓国では、所得税を納めている勤労所得者及びその扶養家族は、総給与額の20%を超過する現金使用額の20%が、500万ウォンを限度として年末調整時に所得控除の対象となる。そのため、買物時に「クレジット」もしくは「現金領収書」を使用するケースが一般的で、これを使うことで現金使用額が国税庁に記録され、年末時の控除対象になる。この制度を導入した目的は店舗等における売上実態の確実な把握にあり、韓国の税収増に大きく貢献したと言われている。





## まとめ

わが国が人口減少社会の中で、次なる飛躍を成し遂げていくためには、過去からの 遺産である複雑な仕組みを再整理して新たな社会にふさわしい制度を構築し、コスト・ベネフィットの高い社会を実現することが必須である。

マイナンバー制度はそのための基盤として重要な意味を持ち、その活用範囲を民間も含め広く拡大することで、我が国の成長に資することとなると考える。



マイナンバー制度を中核として、多くの国民がその活用性や利便性を実感し得るデジタル社会の将来像を模索するとともに、それを実現するための処方箋を示すことが肝要である。

我々EABuSも、こうしたデジタル社会のグランドデザインの策定に向けた検討部会を組織し、その実現に向け微力を尽くして参りたいと考えている。